

目 次

5

1. 共同研究開発に関するQ

問1 共同研究開発契約書において共同研究の対象を記載する際に、どのような点に注意したらよいでしょうか。

問2 共同研究の費用はどのように負担したらよいでしょうか。

10 問3 共同研究の成果はどのように利用できるのでしょうか。

2. 実施許諾（ライセンス）に関するQ

15 問4 公立の研究開発機関が有する基本特許に基づく実用化にむけた共同研究をある外国企業と行うことを交渉していますが、当該外国企業は、研究成果について当該外国国内での独占的実施権を希望しています。実施許諾には基本特許に基づく実施許諾を伴うこととなりますが、外国企業に独占的実施権を与えることに問題がありますか。

20 問5 ライセンス契約や共同研究開発契約等の中で、どこの裁判所に訴えを提起できるかを規定（合意管轄）することがあります。どのように決めればよいでしょうか。契約で合意できれば、どこの裁判所でも良いのでしょうか。

問6 私たちの県のライセンス先が販売する製品のパッケージに「〇〇との共同研究にもとづき、開発された製品です」と記載されていますが、販売した製品に問題があり、けが人が出たと聞きました。私たちは、製造物責任を負いますか？

問7 出願前の特許発明について、ライセンス契約ができますか？

25

3. 品種の開発に関するQ

問8 第三者から購入した種苗を使って新品種を開発をすることはできますか。また、開発した新品種を品種登録したり、販売していくことはできますか。

4. 著作物の利用に関するQ

- 問9 オープンソースソフトウェア（OSS）の開発環境を用いてプログラムの開発を行ったが、開発したプログラムの開示、頒布を行ってよいか、著作権上問題ありませんか。
- 5

5. 権利侵害への対応に関するQ

- 問10 私（甲）が育成者権を有している植物（ α ）について、乙が自家増殖し、かつ、丙に苗木の生産委託をしていることが判明しました（乙の自家増殖は、種苗法第20条第2項の要件を充たして育成者権が及ばないということになりません）。乙が α を入手した経緯は不明です。乙が自家増殖した α 、丙に生産委託している α の苗木を全て廃棄することを約束してくれれば、損害賠償請求をするつもりはありません。乙にどのような約束をさせればいいですか。
- 10

1. 共同研究開発に関するQ

問1 共同研究開発契約書において共同研究の対象を記載する際に、どのような点に注意したらよいでしょうか。

答1 共同研究の対象の記載は、共同研究が目的を達したか、目的を達する見込みがなくなったとして終了させることが妥当か、あるいは、共同研究の役割分担規定と合わせ検討することにより、それぞれの当事者が与えられた役割を果たしているかななどの判断をする際に、重要な役割を果たします。したがって、抽象的に「〇〇の開発に関わる件」というような記載の仕方ではなく、「特許〇号の〇〇製造方法の実証試験を行い、〇〇、〇〇、〇〇の収率及び合成速度に及ぼす影響等を明らかにし、製造方法の最適化に関する基礎データを得ること」という程度の具体的な記載が望ましいこととなります。

10

問2 共同研究の費用はどのように負担したらよいでしょうか。

答2 共同研究の費用の負担については、①予め定められた計算方法に基づいてそれぞれの当事者が支出した費用を合計して、一定の比率で費用を負担する方法と、②それぞれの当事者が与えられた役割を果たすために必要な人件費、設備費等をそれぞれ自己負担し、金銭による精算を行わない方法のいずれかが一般的な方法です。これらの2つの方法の中間的な方法も考えられますので、事情に応じてその他の方法を採用しても、常識的に見て公平な負担であれば問題はありません。

15

問3 共同研究の成果はどのように利用できるのでしょうか。

答3 共同研究は、当事者双方にとって利益があるからこそ行われると考えられますので、当事者双方が成果を利用できることが原則ですが、一方が公的研究機関、他方が民間企業の場合には、公的研究機関は物を製造したり、販売したりすることはないことが普通です。その場合に、公的研究機関に認められる利用形態としては、民間企業にライセンスすることによって研究開発費の還元を受けることが必要になります。このような場合に、共同研究開発の相手方である民間企業が共同研究の費用を負担している場合には、当該民間企業に不利益にならないようにその他の民間企業に対するライセンス条件を定める必要があります。

20

25

2. 実施許諾（ライセンス）に関するQ

問4 公立の研究開発機関が有する基本特許に基づく実用化にむけた共同研究をある外国企業と行うことを交渉していますが、当該外国企業は、研究成果について当

究にもとづき、開発された製品です」と記載されていますが、販売した製品に問題があり、けが人が出たと聞きました。私たちは、製造物責任を負いますか？

5 答6 製品に製造者、販売者またはそのように誤解される表示がなされていると、製造物責任法上の責任を負うことがあります。具体的には、製造物責任法では、問題となった製品を業として製造、加工又は輸入したり、製造業者として商品に氏名、商号、商標その他の表示をしり、製造業者と誤認させるような氏名等の表示をしたり、製造、加工、輸入又は販売の状況から実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をすると責任を負います。ここでは、単に共同研究の成果としての記載だけであれば、責任を負う危険は低いと言えます。念のため、ライセンス契約において、商品に欠陥があったとしても、責任を負わないことをはっきり規定すると安心です。

10

問7 出願前の特許発明について、ライセンス契約ができますか？

答7 出願前の特許発明についてもライセンスすることはできます。

ただし、訂正したり、拒絶されたりする場合がありますので、その場合にどうするか、契約で規定しておくで安心です。

たとえば・・・

- 15
- ・最終的に特許庁で特許としてみとめられなくても、それまでに支払ったライセンス料は返還しない。
 - ・訂正した場合、ライセンス対象の製品が、特許発明の範囲に入るか否か両方で協議する。

20 3. 品種の開発に関するQ

問8 第三者から購入した種苗を使って新品種を開発することはできますか。また、開発した新品種を品種登録したり、販売していくことはできますか。

25 答8 まず購入時の契約で、どのような制限が課されていたのかを確認する必要があります。購入時の契約で新品種の開発などへの利用が禁止されていた場合には、契約違反の問題が生じます。契約上の制限は登録品種であるか否かを問わず問題となりえますが、種苗法第20条第1項第1号の解釈に関して、農林水産省は、試験研究目的の利用を制限する契約は強行法規違反として無効ではないかとの見解を示していると言えます（逐条解説102頁）ので、ご注意ください。

また、第三者から購入した種苗が登録品種である場合には、育成者権のことも考える必要があります。新品種の開発行為自体については、種苗法上、新品種の子孫の育成のための利用には育成者権が及ばないとされていますので、育成者権侵害の問題は

生じません。開発された新品種の利用については、通常の交雑によって開発されたものであれば、元の品種の育成者権は及びませんので、新品種の品種登録や利用は可能です。戻し交雑や遺伝子組換えなど、一定の方法で開発された品種（従属品種と呼ばれます。）については、元の品種の育成者権が及びますので、注意が必要です。

5

4. 著作物の利用に関するQ

問9 オープンソースソフトウェア（OSS）の開発環境を用いてプログラムの開発を行ったが、開発したプログラムの開示、頒布を行ってよいか、著作権上問題ありませんか。

答9 OSSとひとくちにいても、ライセンスごとに対応すべき内容は異なりますが、開発したプログラムのソースコードの開示や、プログラムの頒布についてはライセンスに従う限りは、OSSにおいては自由です。OSSのライセンスは、著作権法上の複製権や翻案権などに関する利用を許諾していますが、ライセンスに従う限り、それらの利用は自由とされています。

10

なお、上記設問の場合に、自らが開発したプログラムについても、OSSのライセンスが適用されるか否かについては、当該開発環境に適用されるライセンスが、GPL（GNU General Public License。有名なOSSライセンス。バージョン2や3などいくつかの種類があります）のような二次的著作物を開示する場合にも一定の利用条件を守らなければならない、自らの開発部分のうち全部または一部についてソースコードを開示しないとイケないライセンス（いわゆるコピーレフト型のライセンス）の場合には気になるところですが、例えばGPLが適用される開発環境やインタプリタ（ソースコードや中間表現を解釈・実行するプログラム）を用いてプログラムの開発を行ったとしても、当該開発環境やインタプリタを構成するプログラムの一部が開発したプログラムに含まれたり、開発したプログラムがGPLの適用されるプログラムとリンクして動作したりするようなものではない場合には、特にGPLが適用されるわけでもありません。

15

20

25

5. 権利侵害への対応に関するQ

答10 私（甲）が育成者権を有している植物（ α ）について、乙が自家増殖し、かつ、丙に苗木の生産委託をしていることが判明しました（乙の自家増殖は、種苗法第20条第2項の要件を充たして育成者権が及ばないということになりません）。乙が α を入手した経緯は不明です。乙が自家増殖した α 、丙に生産委託している

α の苗木を全て廃棄することを約束してくれれば、損害賠償請求をするつもりはありません。乙にどのような約束をさせればいいですか。

答 10

① 自家増殖した α については、いつまでに伐採するか、伐採方法はどうかを決めておく必要があります。

5 また、伐採が完了したことを確認する方法を決めておくことが望ましいです。立ち入り検査をしたいという場合には、その旨定めておくべきでしょう。

② 丙に生産委託している苗木については、いつまでに廃棄をするか決めておくことが必要です。また、廃棄が完了したことを確認する方法を決めておくことが望ましいです。

10 さらに、丙が第三者に α を提供していないことの証明書も徴求しておくべきでしょう。

③ 乙が丙以外には α を提供していないこと、今後甲の許諾なく α の一切の利用及び第三者への提供をしないことを確認しておくべきでしょう。

15 ④ 丙に生産委託した苗木を廃棄させることなどに伴い、乙丙間に費用をめぐるトラブルなどが発生することが考えられます。そうしたトラブルは全て乙が解決することとし、甲には何らの請求もしないことを確認しておくことが望ましいです。

⑤ 期日までに自家増殖した α の伐採あるいは丙に生産委託した苗木の廃棄ができなかった場合の対処方法も決めておくことが必要です。

20 たとえば、(1)一定額の違約金を支払う、(2)伐採あるいは廃棄が完了するまでの間1日につき〇〇円の違約金を支払う、(3)自家増殖した α については、甲が代わりに伐採することを認めさせ、その費用は全て乙が負担するという約束をすることなどが考えられます。

⑥ 大前提として対象となる植物 α を品種登録の番号等をもって特定することが必要です。

25 ⑦ 乙が上記の約束をするにあたり、乙が義務を履行した場合には、損害賠償請求しないという約束を甲にして欲しいという要望をすることが考えられます。その場合には、その旨の一文をいれた合意書を作成することが考えられます。